

平成 29 年 11 月 28 日
日本海・九州西広域漁業調整委員会事務局
水産庁管理課

北海道における無承認操業事案への対応について

1. 経緯

北海道の松前地区では、本年7月から10月頃に、船外機船の沿岸漁業者が承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んでいたことから、日本海・九州西広域漁業調整委員会事務局である水産庁と、北海道庁の協力を得て調査・指導を行ったもの。

- 北海道松前地区が対象となる日本海・九州西海域では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下「広調委指示」という。)により、沿岸くろまぐろ漁業の操業を禁止しており、同漁業を営むためには委員会の承認(以下「広調委承認」という。)を受けることが必要。

なお、北海道では「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会」の承認制(以下「連合海区承認」という。)としており、当該承認を得た場合には広調委承認は不要。ただし、船外機船は連合海区承認の対象となっていないため、今回の船外機船の沿岸漁業者は広調委承認が必要となる。

- また、漁獲量については、漁業者は広調委指示や連合海区指示に基づき漁獲実績報告書を提出するほか、北海道は国のガイドラインや基本計画(試行)に沿って道計画を定め、道内の管下漁協の組合員が漁獲・混獲した太平洋くろまぐろの量の報告を行うこととなっている。

2. 調査・指導の対象者

- (1)期 間：平成 29 年 11 月 1 日(水)～2 日(木)
- (2)対象者：承認を受けずに操業した漁業者 47 名、漁協組合長等
- (3)方 法：個々の漁業者、組合長等に対する聞き取り、指導等

3. 結果概要等

(1)無承認操業の疑義等について

年	操業 隻数	所属 漁協	承認の 有無	漁獲量	漁獲報告
H26 年	3 隻	松前さくら	無	210.7kg	未報告
H27 年	なし	—	—	なし	なし
H28 年	なし	—	—	なし	なし
H29 年	47 隻	松前さくら	無	12.7t	(7 月～9 月分)承認者に 上乘せし報告:10.1t (10 月分)通常報告:2.6t

(2)対応方向

広調委の「処分方針」に従い、無承認操業の疑義のある漁業者に対し聞き取り調査等を行った上で、その場で当該漁業者に対し「承認を得ずに沿岸くろまぐろ操業をしないよう指導」し、当委員会の会長名で指導文書を手渡した。併せて、当該漁業者からは「承認を得ずに沿岸くろまぐろ漁業をしない」旨の一筆を受けた。

なお、今回の指導に従わない場合は、漁業法第 68 条第4項で準用する同法第 67 条第8項に基づき、委員会による農水大臣からの命令発出の手続きを行い、罰則の対象となり得る旨の説明を行った。

※ 罰則は1年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

平成 29 年 11 月 28 日
日本海・九州西広域漁業調整委員会事務局
水産庁管理課

宮崎県における無承認操業事案への対応について

1. 経緯

宮崎県籍の近海かつお竿釣り漁船5隻に無承認操業の疑いが持たれたことから、日本海・九州西広域漁業調整委員会事務局の水産庁と、宮崎県庁の協力を得て調査・指導を行ったもの。

- 今回の5隻が操業を行った九州西方海域では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下「広調委指示」という。)により、沿岸くろまぐろ漁業の操業を禁止しており、同漁業を営むためには委員会の承認(以下「広調委承認」という。)を受けることが必要。
- 今回の5隻は、もともと60トン～70トンの船型であり、大臣許可(近海かつお・まぐろ漁業)のもと操業を行っていたものの、19トン船型に小型化した経緯があり、20トン未満船が排他的経済水域(EEZ)外で近海かつお・まぐろ漁業を営むには大臣許可が必要であるが、EEZ内の操業では大臣許可は対象外となり、沿岸くろまぐろ漁業を営むには上記の広域委承認が必要。

2. 調査・指導の対象者

- (1)期 間:平成 29 年8月 15 日(火)
- (2)対象者:承認を受けずに操業した漁船(5隻)の船主・船頭、漁協・漁連職員
- (3)方 法:個々の漁業者等に対する聞き取り、指導等

3. 結果概要等

(1)無承認操業の疑義等について

年	操業隻数	所属漁協	承認の有無	漁獲量	漁獲報告
H29 年	4隻 1隻	日南市漁協 南郷漁協	無 無	30.0トン 7.1トン	あり(6-7月)

(2)対応方向

広調委の「処分方針」に従い、無承認操業の疑義のある漁業者に対し聞き取り調査等を行った上で、その場で当該漁業者に対し「承認を得ずに沿岸くろまぐろ操業をしないよう指導」し、当委員会の会長名で指導文書を手渡した。併せて、当該漁業者からは「承認を得ずに沿岸くろまぐろ漁業をしない」旨の一筆を受けた。

なお、今回の指導に従わない場合は、漁業法第 68 条第4項で準用する同法第 67 条第8項に基づき、委員会による農水大臣からの命令発出の手続きを行い、罰則の対象となり得る旨の説明を行った。

※ 罰則は1年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について

日頃から、太平洋クロマグロの漁獲管理に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

太平洋クロマグロの第3管理期間の管理につきましては、平成29年10月26日付けで「太平洋クロマグロ小型魚に係る沿岸漁業の第3管理期間の今後の漁獲管理について」により対応を依頼したところです。

クロマグロの数量管理の遵守を確実に実施するためには、例えば、沿岸くろまぐろ漁業に必要な広域漁業調整委員会指示に基づく承認を得ずに、くろまぐろ漁業を営むケースを如何にして防ぐか等、運用上関係者で共通認識を有して対応すべき事項があります。

特に、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制については、昨年12月に各都道府県あてに遵守・徹底を求め、周知や確認等の実施結果の報告もいただいたところではありますが、無承認操業の再発防止等の徹底に向け、下記の3点について再度、貴管下の漁業者及び漁業協同組合に確認・指導の徹底とその結果の報告をお願い致します。

記

1. 貴管下の漁業者及び漁業協同組合に対し、同委員会指示に基づく承認の有無の確認をお願いします。
2. その上で、無承認操業等の事例(想定されるものを含む)を示し、同様のことが発生していないか、或いは発生する懸念がないかどうか御確認ください。

(事例)

ケース	原因等	対応等
① 承認制を知らずに操業	・漁業協同組合は最近のクロマグロ操業実績者のみに周知し、他の組合員への周知・指導をしていなかった。 ・普段クロマグロ操業をしない者が、クロマグロの来遊を見て操業した(普段クロマグロ操業をしない者に周知・指導はしていなかった)。	・全組合員に周知・指導すること

② 混獲と言いつれられつと思つ操業	・ブリを狙つて出漁したが、クロマグロが漁獲されため繰り返し漁獲。 ・ヒラス釣りでクロマグロが釣れたため、クロマグロが釣れることを期待してそのまま操業を継続（水揚げもクロマグロが主体）。	・事例毎の判断が必要なものの、左記の例では専獲であることを周知・指導すること
③ 承認制の誤認	・船外機船は承認制の対象ではないと漁業協同組合が誤認し、組合員に指導していなかった。 ・漁業協同組合は沿岸くろまぐろ操業には承認が必要と漁期途中で気付いたが、組合員に指導できなかった（担当職員は気付いたが上司に相談できなかった）。	・動力漁船は承認制の対象となることを周知・指導すること ・漁業協同組合員同士・職員同士で相互に気をつける体制の確立を図ること
④ 漁獲量の未報告	・漁獲量の報告を漁業協同組合任せにしていたら、漁業協同組合職員のミスで未報告となっていた。 ・隣の漁業協同組合に水揚げしたら、漁業協同組合間の連絡体制がなく未報告となっていた。 ・県外水揚げ分の漁獲量の報告が漏れていた。 ・漁業協同組合が無承認者の漁獲量報告をするため、承認漁業者に上乗せして報告した。	・漁獲量の報告は漁業者に求めており、漁業協同組合への委託は可能だが、定期的に報告状況を確認すること ・無承認はあつてはならないことだが、漁獲報告は必要であるため、報告は「その他」の区分ですること

3. 別添の「沿岸くろまぐろ漁業の承認制について」を貴管下の漁業者や漁業協同組合等に配布するとともに、現地説明会の開催や漁業協同組合訪問、系統の会議等あらゆる機会を捉えて、周知徹底を図ってください。

4. 平成 29 年 12 月 8 日（金）までに、1 の確認と 2 の周知徹底の結果を別紙様式のとおり御報告ください（疑義や不備が認められなかった場合も含む）。なお、疑義や不備が認められた場合は、直ちに水産庁管理課資源管理室に一報の上、原因究明と対応策の検討を行い、漁獲量の修正報告が必要な場合は追つて御報告ください。

※ 今回の確認と指導以降、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制を知らなかった或いは、所属漁業協同組合や都道府県の指導不足といったことのないよう、確認と指導の徹底をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

水産庁資源管理部管理課資源管理推進室
担当 竹越、山崎、森、喜多
代表:03-3502-8111(内線 6664)
ダイヤルイン:03-6744-2361

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 48 号(沿岸くろまぐろ漁業) 9に基づく違反者への対応及び処分方針について

平成 29 年2月 15 日
日本海・九州西広域
漁業調整委員会議決

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
②漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合	・同上
③漁獲実績に係る報告をしなかった場合 *1ヶ月以上の報告遅延を含む。	
④漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の7の規定に基づき、承認を取り消す。

注 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2)裏付命令の申請に係る者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付命令を申請した日及び承認を取り消された日から1年間は、承認を行わない。

- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長代理)が、違反が悪質と認められる場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、2の(1)の注の手続きにより裏付命令の申請を行うことができる。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。